

## 『貨物の積付に関する責任を契約で荷主に負担させることは有効か?』

Lloy's Law Reports, [2013] 2 Lloyds Rep. 487

## 【事案】

MV "EEMS SOLAR" (本船) の船主と傭船者は、GENCON 1994書式を用いて、中国の天津新港からロシアのNovorossiyskまでSteel coilsの航海傭船契約を締結した。411本のSteel coils(本件貨物)が本船にて輸送されたが、本船は航海中荒天に遭遇し、本件貨物の一部が船倉内で移動したため、34本のcoilsが損傷を被った。GENCON 1994書式を摂取したCONGENBILL 1994書式を用いたB/Lが発行されていたところ、当該B/L所持人が本船船主に対し損害賠償(US\$158,809,69)を求めて訴えを提起した。

なお、CONGENBILL 1994の2条(a)は、当該B/Lに基づく運送にはヘーベルルールが適用される旨を、GENCON 1994 5条(a)は、貨物は傭船者が船倉に持ち込み、船積、積付および/または荷均し、検量、固縛および/または固定し、船倉から取り出し、荷揚し、船主にはいかなる危険、責任および費用をも負担させない旨をそれぞれ規定している。また、船積および積付作業は、上記5条(a)に基づき荷主が手配したステベが行ったとされた(本船船主が手配した証拠はない)。

## 【判決】

主な争点は、①本件貨物の損傷原因が本船の不堪航に起因するものか、積付不良に起因するものか、②本件貨物の損傷原因が積付不良にあるとした場合、その責任は船主と荷主の何れが負担すべきかである。

①につき、B/L所持人は、本件貨物の積付は適切に行われていたところ、固縛が緩んでくることに備え、固縛資材等が備えられているべきところ、備えられていなかった不堪航や航海中乗組員が本件貨物の点検を怠ったことが原因で貨物が損傷を被ったと主張した。裁判所は、積付に際してLocking coilsを使用していなかったことなど固縛方法が予想される荒天に堪えられる適切なものでないとしたうえ、追加の固縛資材が備えられていなかったことについて本船側に過失ではなく、航海中、船長以下乗組員は船倉内の貨物を適切に点検していたが、4tから5tもの重量のcoilsの航海中における再固縛を期待するのは現実的ではないとし、本件貨物の損傷は積付不良に起因すると認定した。

②につき、まず、GENCON 1994の5条(a)のB/Lへの摂取が有効か否かにつき、B/L所持人は、摂取される条項がB/Lの明示の規定と整合しなければならないところ、当事者の意思と契約文言に齟齬

が生じる場合、商業上の常識の範囲内で文言を読み替えることは可能であるが、本件では傭船者を荷受人と読み替えるとすると、荷受人に船積・積付の義務を負わせることになってしまうので、そのような読み替えはできず、摂取される条項とB/Lの規定が矛盾を生じると主張した。この点、裁判所は、当事者の意思は、積付に関する責任は、B/L所持人側に移転し、船主は責任を負わないということが明らかにされている以上、B/L所持人が主張するような読み替えも不要であり、矛盾ないと判示した。

次に、ヘーベルルールⅢ条2は、運送人は、貨物の積込、取扱、積付、運送、保管および荷揚を適切かつ慎重に行わなければならないと規定し、同条8は、同ルールの規定に反して運送人の義務を軽減する合意を無効にすると規定しているところ、B/L所持人は、GENCON 1994の5条(a)はⅢ条2の義務を軽減するものであるから無効と主張した。裁判所は、Ⅲ条2は、運送人に対して貨物の積込、積付、運送、保管および荷揚の義務を課したものではなく、運送人がそれらの義務を引き受けた場合に、適切かつ慎重に行うことの義務づけたものであり、GENCON 1994の5条(a)は同条8により無効とされないと判示した。

最後に、B/L所持人が積付は、本船の一等航海士が作成した、Locking coilsの使用を示していないStowage Planに基づいて行われた点などを指摘し、船主/船長が積付に不適切に介入した場合には責任を負う旨主張した。裁判所は、船主/船長の重大な介入により不適切な積付が行われた場合には、船主は責任を免れないとしたうえで、Stowage Planの提供は、積付不良に寄与した可能性は否定できないが、ステベがStowage Planに注意を払ったことなどの証拠はなく、重大な介入が行われ船主に責任を移転させるに足る証拠はないと判示した。

以上の理由からB/L所持人の請求は認められなかった。

## 【コメント】

英法においてはThe Jordan II事件([2003] 2 Llyoyd's Rep.87:[2005] 1 Llyoyd's Rep.57)に続き、傭船(運送)契約において船積・積付等の荷役作業の責任を傭船者が負う旨合意された場合、その合意は有効とされ、船主側が荷役作業に重大な介入をしない限り、船主側は責任を負わないという判断がなされた。実務では、当該合意の有効性という法的争点もさることながら、事実の問題として重大な介入の有無が争点になるように思われる。(了)